

2019年6月末 時点

			EU	英国	フランス	ドイツ	
政府	法律	ESG	Non-Financial Reporting Directive (NFRD) (2014年) 対象 従業員500人超の企業 【会社法改正による法制化】 会社法2006(戦略報告書及び取締役報告書)規則(2013年): 戦略報告書において環境、社会等の開示を規定 会社、パートナーシップ及びグループ（会計及び非財務報告）規則(2016年): NFRDに準拠した開示を規定 会社（取締役報告書）及びLLP（エネルギー及びカーボン報告書）規則(2018年): 取締役報告書への追加開示を規定	対象 上場企業 従業員500人超の企業 上場企業/大規模非上場企業(※1)	【商法改正による法制化】 非財務情報開示に係る委任立法(2017年): NFRDに準拠した開示を規定 上記法律に基づくデクレ（大統領令）にて開示事項の詳細を提供	対象 従業員500人超の企業(※2) 【商法改正による法制化】 CSR指令実施法(2017年): NFRDに準拠した開示を規定	従業員500人超の企業(※2)
		気候関連	なし	なし	エネルギー移行法173条: 気候変動リスクなどTCFDと共通する要素についての開示を規定	上場企業等 なし	
	ガイダンス等	ESG	Non-Binding Guidelines(NBGs)(2017年): NFRDに準拠した開示のためのガイドライン	FRC: 戦略報告書ガイダンス(2018年)、 ビジネスモデルレポーティング等のLABからのベストプラクティス集(2016-2018年) BEIS, DEFRA: 環境報告書ガイダンス(2019年)	なし	RNE: サステナビリティコード改訂版(2017年)	
		気候関連	Guidelines on reporting climate-related information(2019年): NFRDとTCFD提言に同時に従う開示のためのガイドライン European Corporate Reporting Lab(2018年): 気候関連開示の事例調査等を実施（タスクフォースが立ち上がった段階。まだ公表レポート等はない。）	英国政府：“Green Finance Strategy”の中で、 2022年までに全上場企業によるTCFD提言対応を目指す方針 を打ち出す（2019年7月2日）	なし	なし	
証券取引所	ガイダンス等	なし	Your guide to ESG reporting (2018年)	2019年中に Euronext Materiality Matrix を公表予定	Communicating sustainability: Seven recommendations for issuers (2013年)		

(※1) 「大規模企業」とは、法律上では「中規模より大きい企業」とされている。中規模企業の定義は以下の要件のうち、2つ以上を満たす企業のことをいう。①総売上高が36百万ポンド以下、②総資産が18百万ポンド以下、③従業員が250人以下

(※2) フランス及びドイツでは、従業員の基準の他に総資産及び総売上高の基準もある。（次ページ「NFRDの各国の法規制の比較」参照）